平成２９年（フ）第１７７号
千葉県市川市原木４丁目６番13号（テラス荒木101号）
債務者　秋森　伸一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８６号
千葉県市川市平田３丁目２番８号
債務者　湯川　里枝
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９号
千葉市緑区古市場町423番地１　千葉荘102号
債務者　林　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
千葉市緑区おゆみ野南３丁目25番地２　ハイツおゆみ野201号
債務者　島崎　智大
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１３号
千葉市稲毛区小中台町17番地７
債務者　手塚　正男
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３３号
千葉市緑区平山町1926番地30　クレールコート101号
債務者　日暮　公明
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
静岡県富士市水戸島元町10番１号、申立時の住所千葉市花見川区幕張本郷６丁目20番11号コーラルリーフ205号
債務者　市野菜津子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５２号
千葉市緑区誉田町１―136―82　第一パレスＡ棟201号室、住民票上の住所千葉県東金市極楽寺818番地31
債務者　田中　直人
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６６号
千葉県市川市大野町３丁目136番地　（富善大野ハイツ305号）
債務者　遠藤　　裕
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７６号
千葉市美浜区磯辺６丁目６番６棟101号
債務者　小原　伸之
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
愛知県江南市古知野町花霞141番地　ジュネス花霞203号、申立時の住所愛知県愛知郡東郷町三ツ池１丁目１番地９　ヴィラ・ユングフラウＢ棟102号
債務者　野田　りえ
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６４号
愛知県東海市荒尾町上平井77番地　アルコバレーノ205
債務者　大久保浩二
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３１号
名古屋市中川区応仁町１丁目９番地　八熊マンション４Ｃ号
債務者　加藤　貴志
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
滋賀県彦根市後三条町494番地５（105号）、前住所滋賀県彦根市野田山町901番地50
債務者　小谷　静子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３７号
滋賀県近江八幡市丸の内町５番地70
債務者　松嶋　明宏
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２３号
兵庫県加古郡播磨町西野添４丁目９番16号シャルマン103号
債務者　武下恵津子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部